

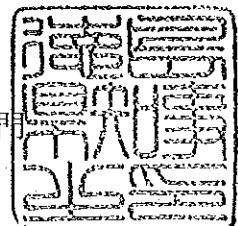
資料 1

医療広告における
徳島県独自の広告可能事項の定めについて

医政第607号
平成27年11月24日

徳島県医療審議会会长 殿

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



医療広告における徳島県独自の広告可能事項の定めについて（諮問）

医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第4条第17号に基づき、徳島県内において本県独自に広告できる事項を次のとおり定めることについて、貴会の意見を求めます。

1 医療広告できる事項として定めるもの

徳島県医療人材育成機関の認証医療機関である旨

2 制度の概要

看護師等の医療人材育成のために学生の臨地学習等を受け入れている施設を医療人材育成機関として認証することにより、患者や住民への理解を進めるとともに実習受入れ施設を増やし、質の高い医療人材育成を確保することを目的とする。

医療人材育成認証制度

看護師等の医療人材育成のために学生の臨地実習等を受け入れると共に実習受け入れ施設を進めよう。



- ・看護師等学校養成所9校にて総定員2,156名を養成
- ・平成27年度看護師等学校養成所の臨地実習の状況
- ・病院等の実習施設は82箇所
- ・母性・小児分野での実習施設の確保が難しい



- ・臨地実習受入を促進するための施策が必要
- ・臨地実習を円滑に行うためには患者・住民の理解が必不可少



医療人材育成認証制度

認証制度スキーム

臨地実習の受入実績が3年あり、かつ今後3年の受入予定がある県内の病院等が医療政策課へ申請。認証審査委員会により審査し、医療人材育成機関と認証された病院等に対し、認証書を交付する。

* 「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設並びに指定訪問看護事業所を指す。

認証制度推進のメリット

- 1) 患者・住民にPRすることで学生の実習受入に対する理解が進み、実習受入環境が整う。
- 2) 実習受入に対するインセンティブとなる。
- 3) 認証機関が自施設のことを、県民や大学、養成所等に広報する一つのツールとして活用できる(社会貢献のPR)。
- 4) 認証取得への取り組みを通じて、組織の活性化を図る事ができる。
- 5) 自施設の医療従事者採用等において、人材確保が期待できる。

スケジュール

- 医療審議会審議後 → 広報・募集開始 → 申請受付 → 審査 → 認証書交付



○医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第六条の五 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

- 一 医師又は歯科医師である旨
 - 二 診療科名
 - 三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名
 - 四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無
 - 五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨
 - 六 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項
 - 七 当該病院又は診療所において診療に従事する医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他の当該医療従事者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
 - 八 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項
 - 九 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項
 - 十 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項
 - 十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項（検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。）
 - 十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの
 - 十三 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項
- 2 厚生労働大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて前項第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項の案並びに第四項に規定する基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。
 - 3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。
 - 4 第一項各号に掲げる事項を広告する場合には、その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

○医療法施行規則（昭和二十三年十一月五日厚生省令第五十号）

第一条の九 法第六条の五第四項及び第六条の七第三項の規定による広告の内容及び方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと。
- 二 誇大な広告を行つてはならないこと。
- 三 客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行つてはならないこと。
- 四 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告を行つてはならないこと。

○医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する事項（平成十九年厚生労働省告示第百八号）

第四条 法第六条の五第一項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は次のとおりとする。

- 一～十六 〈中 略〉

十七 前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項

○「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）」の改正について（平成25年9月27日付け医政発0927第4号）」

5 広告可能な事項の具体的な内容

(1)～(12) 〈中 略〉

(13) 法第6条の5第1項第13号関係

「その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項」については、法第6条の5第1項第1号から第12号に掲げられた事項に準じるものとして厚生労働大臣が広告告示第4条各号で定めたものを広告できるものであること。

ア～セ 〈中 略〉

ソ 広告告示第4条第17号関係

「前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項」については、地方公共団体の単独事業として実施している事業に関する事項等について、都道府県知事が公示することにより、当該都道府県の区域内において広告できる事項とすることができるようとする趣旨であること。

なお、事項を定めるに当たっては、各都道府県における診療に関する学識経験者の団体又は都道府県医療審議会の意見を聴く等の方法により、関係者の合意形成に努めるよう配慮されたいこと。